

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
日曜日に  
おき、  
翌日  
の翌日)

## 目次

- ◇ 告 示 生活保護法による医療機関の指定
- 結核予防法による医療機関の指定
- 保安林予定森林にする旨の通知
- 解除予定の保安林
- 土地改良区の役員の就退任
- 土地改良区の定款の変更の認可
- 昭和三十九年八月鳥取県告示第五百四号の一部改正

## 告 示

### 鳥取県告示第三百二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和四十四年五月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県告示第三百二十六号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したから、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十四年五月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

五日	指定年月日	名称	所在地	診療科名	開設者名
〃	昭和四十四年五月一日	石河内科医院	鳥取市元魚町一丁目二一九	内科、放射線科	石河貞利
〃	〃	山本外科医院	鳥取市東品治町一一八	胃腸科、整形外科、外科、整形外科、麻醉科	山本 穰
〃	昭和四十四年五月八日	石河医院	鳥取市元魚町二丁目二一九	〃	石河貞利

### 鳥取県告示第三百二十七号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十四年五月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

#### 一 保安林予定森林の所在場所

東伯郡東伯町大字野田字東谷東平五六六の一から五六六の一七まで、  
字笹野谷五六七の九、五六七の八二から五六二の八七まで、大字福永字

奥山四五三の一、大字倉坂字奥山次一東平一一四五の一

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び東伯町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百二十八号

次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十四年五月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡東伯町大字野田字東谷東平五六六の一から五六六の一七まで、字笹野谷五六七の九、五六七の八二から五六七の八七まで、大字福永字奥山四五三の一、大字倉坂字奥山次一東平一一四五の一

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第三百二十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十五項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があったので、同法同条第十六項の規定により告示する。

昭和四十四年五月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

西郷土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事	澤 輝 政	倉吉市上餘戸
"	山口 博	"
"	福井 岩 男	八 屋
"	前野 甚 市	"
"	宮本 好 勝	下 餘 戸
"	福井 徳 助	"
"	岡本 正 義	山 根
"	砂原 常 蔵	上 井
"	増井 英 夫	山 根
"	福井 堯 堯	伊 木
"	河田 正	"
"	福井 信 義	上 井
"	浦島 忠 蔵	山 根

高見忠義	河嶋延男	河村忠雄	山口清	村上政太郎	福田隼男	任期满了に伴い退任	理事 岡本正義	澤輝政	山口博	前野甚市	河村忠雄	福井徳助	福井堯	河田正	河嶋延男	高見忠義	福井岩男	増井英夫	宮本好勝	砂原常蔵	涌島忠蔵	福井信義
伊木	伊木	伊木	上餘戸	伊木	山根	倉吉市山根三九七番地	倉吉市山根三九七番地	上餘戸一九四番地	二八二番地	八屋三四番地	伊木一三四番地	下餘戸三二番地	伊木八五番地	一三八番地	一四二番地	山根六六九番地	八屋三一番地	山根三一三番地	下餘戸三三番地	上井三八六番地	山根六五二番地	上井三四八番二地

伊木一四一番地	上餘戸二六七番地	山根三五七番地	昭和三十四年三月三十日通常総会において総選挙の結果当選し四月十一日就任 任期四年	大口堰土地改良区	退任した役員の氏名及び住所	理事 山根頼男	谷口繁太郎	岡本治胤	間屋口市雄	西尾巖	山本八百造	下田喜久治	漆原久榮	有本健太郎	福島政雄	西垣市蔵	谷澤利喜造	村山寅治	黒田修二	浅田峯雄	長谷益造	山口保温
伊木一四一番地	上餘戸二六七番地	山根三五七番地	鳥取市数津	八坂	国安	馬場	叶	宮長	大覚寺	富安	古市	行徳	中大路	雲山	東大路	国安	吉成	雲山				

小林留吉 長砂  
 中村貞市 馬場  
 任期満了及び死亡に伴い退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 山根頼男 鳥取市数津一九八ノ一  
 田中良胤 下円通寺七九  
 広岡弘男 橋本三七  
 岡村光公 上国安六六  
 間屋口市雄 下国安五〇二  
 宮崎益雄 馬場三五一  
 西垣勤助 叶四六九  
 下田喜久治 宮長九五  
 霜田秀雄 的場一二六  
 長谷益造 吉成八〇四  
 福島政雄 古市二六一  
 西垣市蔵 行徳三七二  
 村山寅治 雲山一〇七の二  
 山田隆一 美和一一二  
 谷澤利喜造 中大路七三  
 山本久造 馬場二〇八  
 有本健太郎 富安二五  
 市村光義 雲山一九九  
 山崎久雄 中大路六一  
 監事

昭和四十四年二月二十五日通常総代会において総選挙の結果当選し四月七日就任 任期四年

米子市四ヶ村堰土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 高田三郎 米子市兼久  
 木下清晴 〃  
 竹内弘 石井  
 斉木茂樹 〃  
 田村延次 奥谷  
 佐藤徳治 〃  
 大谷尚雄 日原  
 能登喜雄 〃  
 高田三郎 兼久  
 斉木光昌 石井  
 佐藤徳堯 奥谷  
 青砥延寿 日原  
 任期満了に伴い退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 高田三郎 米子市兼久一〇六番地  
 木下清晴 〃 一二二番地  
 竹内弘 石井七五九番地  
 斉木茂樹 〃 七二九番地  
 田村延次 〃 奥谷七六二番地

大倉土地改良区  
 二日就任 任期四年  
 昭和四十四年三月二十九日通常総会において総選挙の結果当選し四月十日就任

理事 沢住辰蔵 東伯郡大栄町大字原  
 宮川弥蔵 倉吉市津原  
 長谷川国蔵 東伯郡大栄町大字亀谷  
 沢山長太郎 原  
 石田倭男 島  
 沢田常寿 亀谷  
 美田輝夫 倉吉市津原  
 池本実 東伯郡大栄町大字亀谷  
 大西実 島  
 筏津貴美 西穂波  
 宮川永美 倉吉市津原  
 伊垢離礼正 別所

任期満了に伴い退任

就任した役員の氏名及び住所  
 理事 沢住辰蔵 東伯郡大栄町大字原一一〇番地  
 宮川弥蔵 倉吉市津原七一二番地  
 長谷川国蔵 東伯郡大栄町大字亀谷七九二番地  
 沢山長太郎 原一〇七五番地  
 石田倭男 島七九〇番地  
 美田輝夫 倉吉市津原六六九番地  
 池本実 東伯郡大栄町大字亀谷一一六四番地  
 大西実 島八九八番地  
 筏津貴美 西穂波一一六番地  
 宮川永美 倉吉市津原四二七番地  
 伊垢離礼正 別所三四八番地  
 松田正雄 東伯郡大栄町大字亀谷四四七番地  
 大西和雄 島七五六番地



